

番号	名称 路線名	区間	計画延長 (m)	見直し方針	見直し区間延長(m)			検討対象 路線延長 (m)	
					存続	廃止	幅員縮小 総形変更		
3-3-1	和戸町番王線	①	22(20)	存続	780			2,110	
		②	22	存続	960				
		③	22	存続	370				
3-3-3	太田町運沢線	①	22	幅員縮小			1,460	2,230	
		②	22	存続	770				
		③-1	22	廃止					
3-3-4	中央五丁目下河原線	①-1	22	幅員縮小			1,390	3,000	
		①-2	22	幅員縮小			700		
		②	22	幅員縮小			910		
3-3-5	聖宮町下条線	①	16	存続	130			130	
		②	16	廃止					
		③	16	幅員縮小 総形変更	1,160				
3-4-4	和戸町山宮島上条線	③-1	20	幅員縮小			1,000	8,979	
		③-2	16	存続			560		
		④	16	廃止					
3-4-7	中小河原築地新居線	⑤-1	16	存続	1,520			890	
		⑤-2	16	存続	760				
		⑥	16	存続	130				
3-4-8	古府中環状浅原橋線	⑦	22	存続	680			8,580	
		⑧-1	16	存続	500				
		⑧-2	16	存続	950				
3-4-9	善光寺町敷島線	⑨	16	存続	860			6,280	
		⑩	16	存続	2,230				
		⑪	16	存続	490				
3-4-10	高畑町鼻仙峽線	⑫	16	幅員縮小			1,230	3,110	
		⑬	16	存続	920		1,560		
		⑭	16	存続	2,550				
3-4-13	大手二丁目北新線	⑮	16	存続	2,520			1,130	
		⑯	16	存続	590				
		⑰	16	存続	430				
3-4-15	住吉四丁目善光寺線	⑱	16	存続	700			1,210	
		⑲	16	存続	810				
		⑳	16	存続	400				
3-5-1	丸の内二丁目菟王駅前線	㉑	12	存続	1,560			1,560	
		㉒	12	存続	830				
		㉓	12	存続	870				
3-5-4	千塚三丁目羽黒町線	㉔	12	存続	50			920	
		㉕	12	存続	2,470		940		
		㉖	12	存続	10,899		40,939		
合計	14路線	40区間			60%	27%	11%	2%	100%
廃止・変更	6路線	14区間				16,469	40%		

※県と協議中

見直しの進め方



「都市計画変更の手続き」



甲府市都市計画道路見直し案

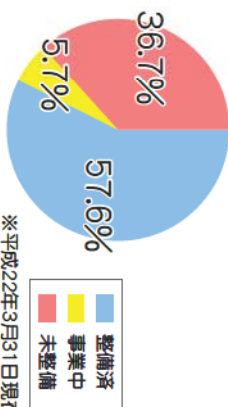
平成25年3月

見直しの趣旨

甲府市の都市計画道路は、高度経済成長期に決定され、これまで着実に整備を進めてきましたが、整備状況は約58%にとどまっています。しかし、近年の社会経済情勢の変化や人口減少等に対応するため、都市計画道路の必要性や妥当性の検証による都市計画道路の見直しは、避けることの出来ない課題であることから、専門的な立場からご意見をいただき、検討委員会を設置し、平成22年9月より検討を重ねてまいりました。

都市計画道路の現状

甲府市内の都市計画道路は39路線あり、計画全延長116,240mの内、整備済延長が66,968m、事業中延長が6,673m、未整備延長が42,599mです。(平成22年3月31日現在)
なお、未整備路線の中には、昭和20年代に都市計画決定された路線も多く残っています。



※平成22年3月31日現在

都市計画道路の見直し方法

見直し方法は、カテゴリーを策定後、下図の見直し検討フローに基づき検討対象路線を選定(14路線)し、各路線(区間)ごとに必要性の検証を行いました。さらに、必要性があると判断した路線は実現可能性の検証を行い、課題がある場合は問題解決策を検討した上で見直し路線を抽出しました。その後、将来交通需要による影響の検証や関連事業との調整等により総合的な検証を行い、パブリックコメント(市民意見の募集)や住民説明会を経て、「都市計画道路見直し案」を策定しました。

見直し検討フロー

～解説～



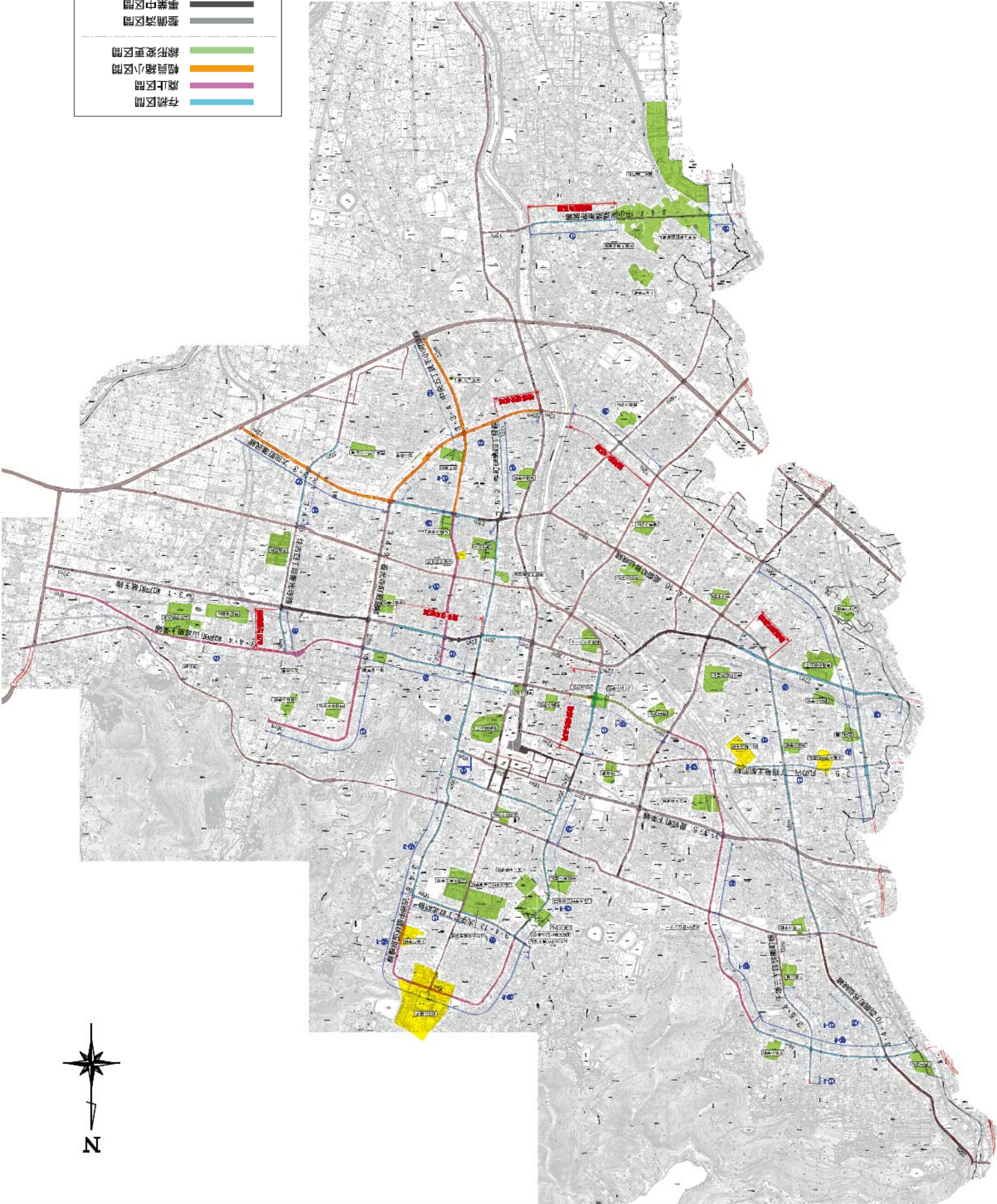
※1:平成22年3月31日を基準日として、当初計画決定から20年以上経過及び事業予定区間又は未整備区間がある路線を選定しました。

※2:山梨県都市計画区域マスタープランや甲府市都市計画マスタープラン等の上位計画・関連計画より、都市計画道路の位置付けを確認しました。

※3:検討対象路線において、①交通機能、②都市環境機能、③都市防災機能、④収容空間機能、⑤市街地形成機能の5つの機能面から路線の必要性及び幅員の必要性について評価しました。

※4:将来交通量推計より、見直し原案の廃止・変更案を反映した場合に、周辺道路に影響がないか検証しました。また、関連事業等への影響がないか関連機関と協議を行いました。

※5:見直し路線の選定から見直し原案の検証を行った結果、整備の必要性が低く、また都市計画道路を見直ししても周辺道路や関連事業に影響がない路線を廃止又は変更(幅員縮小、線形変更)とし、それ以外の路線を存続しました。



■	事業中区分
■	整備区分
■	緑形変更区分
■	幅員縮小区分
■	禁止区分
■	存続区分

※整備区分：都市計画道路整備プログラムで公表済

都市計画道路の見直しは、概ね20年後のあるべき姿を目標に、都市計画で定める「ゾーン」や道路整備プログラム等の関連計画を運動させ、今後は概ね10年ごとに見直しを行います。